

発達障害のある高校生を対象にした 大学生生活準備プログラムについて

大阪大学キャンパスライフ健康支援センター

諏訪絵里子 / 望月 直人

日本福祉大学

稲月 聡子

分科会の流れ

1. 趣旨説明 15分（望月）
2. 発達障がい学生の大学準備の重要性 35分（諏訪）
3. 大学生生活準備プログラム@大阪大学の紹介 20分
（稲月）
4. 質疑応答 ディスカッション 30分（全員）

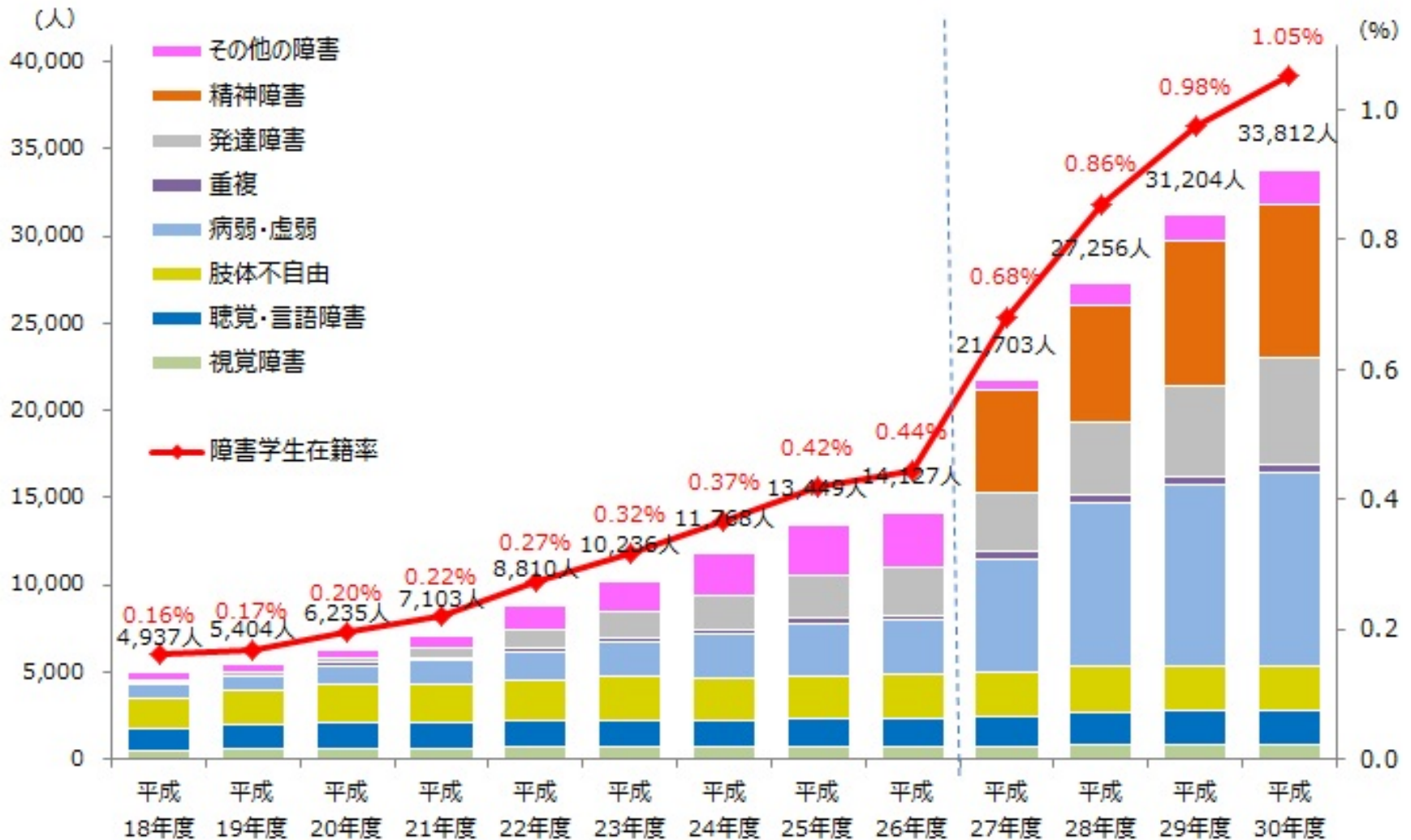
障害者差別解消法

◆2大特徴：

「**不当な差別的取り扱いの禁止**」、
「**合理的配慮の不提供の禁止**」

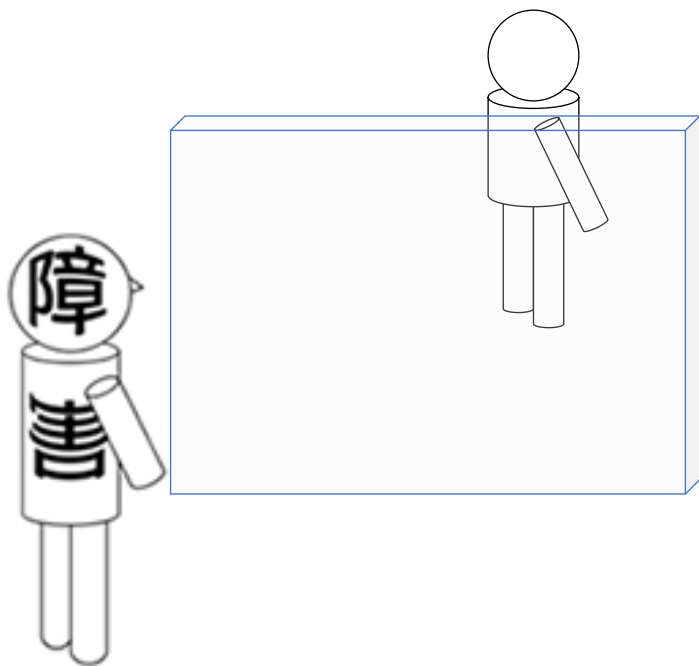
	不当な差別的取り扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止 (合理的配慮の提供)
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務 (~するよう努めなければならない)

平成30年度（2018年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構,2019)



障害の捉え方(岡, 2018改変)

医学モデルの障害観
ICIDH(WHO, 1980)



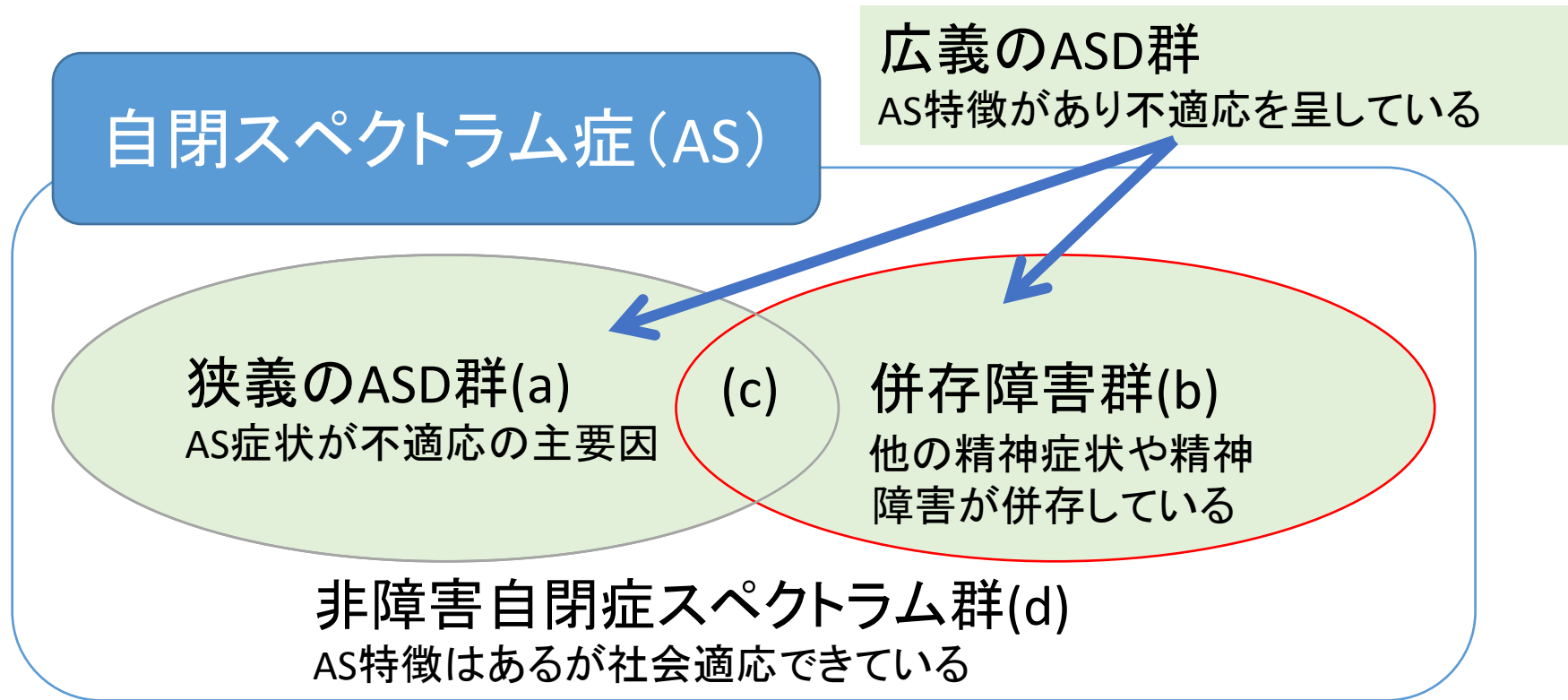
障害を個人に帰属させて、治療や訓練で能力の回復や獲得を目指すばかりとなる

社会モデルの障害観
ICF(WHO, 2001)



障害を社会に帰属。教育・医療・福祉ができるのは治療や訓練だけではないとされる

発達障害児者の【障害】の考え方



本田(2014)を改編

- ◆ ライフステージによって本人の適応状況は変化する。各群を行き来するものも少なくない
 - 移行支援の重要性
- ◆ AS特徴は他の精神疾患のリスク因子となる

特別支援教育と大学教育の違い

	本人・家族の捉え方	診断書 根拠資料	担当教員	支援対象
特別支援教育 (小中高)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思は必ずしも必要がない 	<p>必ずしも必要がない(通常学級の児童・生徒について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援コーディネーター ・スクールカウンセラー ・教員免許取得者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全般(学習、対人関係、課外活動)
合理的配慮 (大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思表明が必要 ・本人が支援対象の責任者(家族支援の考えは少ない) 	<p>診断書は必ずしも必要がないが、それに類する根拠資料は必要。支援内容に差が出ることはある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の専門的知識はなし。教授法のトレーニングは受けていない ・支援部署に専門家がいます 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学場面が中心 ・就労支援は対象になりつつある ・課外活動は対象外となることが多い(通学、クラブ・サークル活動)

発達障害学生の移行支援の重要性

■高校と大学の違いへの戸惑い

- 自由度の高さ
- 支援の引き継ぎが有効とは限らない
- 大1コンフュージョン(原田ら, 2018)
- いわゆるキャンパスライフには馴染みにくい

■履修登録での躓き

- 誰にとっても煩雑な部分がある
- 対人関係の希薄さから情報が入らない

■援助要請に慣れていない

- 支援の責任主体が本人であることの自覚の難しさ
- 障害の真の自己理解の難しさ

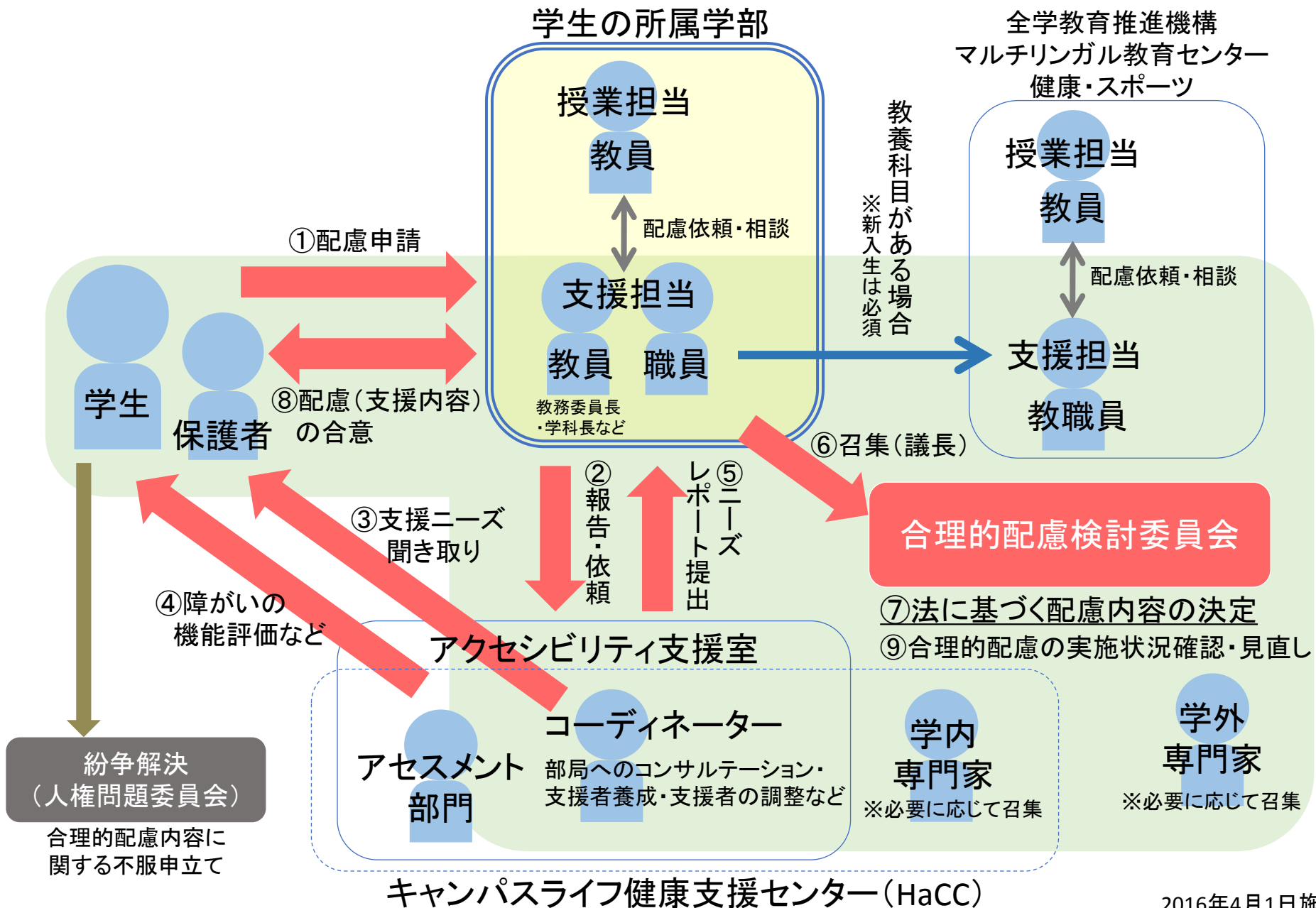
合理的配慮の条件（高橋, 2016）

- ◆ (本人からの)意思の表明がある
 - 法律では保護者や周囲の代弁者からの表明も認められているが、大学生の場合は、基本的には本人の意思が重要
- ◆ 障害者でない者との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものである
 - 障害学生に不利益にならないこと。一方で、アフーマティブ・アクションにならないこと(他学生への逆差別にならないように)
- ◆ 教育・研究の目的・内容・機能の本質的な変更ではない
 - カリキュラム・ディプロマポリシー, アカデミックスタンダード
- ◆ 実施に伴う負担が過重ではない
 - 配慮を提供する大学側にとって事務・事業への影響がどれくらいなのか。具体的には、経済的, 物理的, 時間的等の過重な負担がないこと

合理的配慮の条件（高橋, 2016）

- ◆ 根拠資料（検査結果等）がある
 - 障害名だけで決めるのではなく、障害によって阻害される機能と学生が持つ対処能力に応じて判断する
 - 阪大ではassessment部門による聞き取りや検査、主治医の意見書をもとに合理的な妥当性を検討している
- ◆ 事業の目的・内容・機能に照らし、本来の業務に付随するものである
 - 国立大学として法令遵守が求められているので、大学としては大きな責務を背負っていると、認識を高める必要がある
- ◆ 障害者、第三者の権利利益を侵害しない
 - 合理的配慮の実施に伴って、他学生が不利益を被らないように

大阪大学 障害学生修学支援システム



阪大システムの特徴

① アセスメント部門

- 知能検査や心理検査等を通して、**発達障害や精神障害に起因する機能評価を行い、合理性のある配慮を検討**
- 配慮内容の根拠を提示可能
- 本人の強みを見出す
- 本人の自己理解へとつながる

② 合理的配慮検討委員会

- 本人と所属学部を含めた合議体を設ける
 - 合理的配慮決定過程への学生本人が参画するための工夫
- 法的義務としての合理的配慮と過重な負担とのすり合わせ
 - 建設的対話による合意形成